

療育手帳を交付された方へ

※必ずお読みください。

○療育手帳所持者は、以下のサービスを受けることができます。

サービス	窓口
<p>*重度心身障害者医療費助成 療育手帳A1又はA2を所持している方に対して、病院や薬局で支払った金額の保険診療分が払い戻しになります。</p>	健康福祉課 (障がい福祉係)
<p>*有料道路障害者割引 本人以外が運転し、本人が同乗する場合。 (※「旅客鉄道株式会社旅客運転減額 第1種」の方のみ対象)</p>	
<p>*NHK受信料 【全額免除】世帯構成員のどなたかが手帳をお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の場合。 【半額免除】A1・A2手帳をお持ちの方が、世帯主でかつ受信契約者の場合。</p>	
<p>*ちゅうらパーキング 利用証の交付 A1又はA2の方は、公共施設や商業施設等に設置されている障害者等駐車区画への利用証の申請ができます。</p>	
<p>*税の障害者控除 所得税や住民税等で障害者控除が適用されます。</p>	村民生活課
<p>*自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免 A1又はA2に該当する方。(本人運転不可) また、生計を同一する方が所有しており、且つ障がいを持っている方のために使用している自家用車</p>	<p>【乗用車】 名護県税事務所 0980-52-5138 【軽自動車】 村民生活課</p>
<p>*公共交通機関の割引 県内バス・ゆいレール・離島便船において障害者割引があります。</p>	各交通機関へ
<p>*携帯電話基本使用料・通話料の割引 携帯電話の基本使用料、通話料等の割引があります。</p>	各企業へ
<p>*ふれあい案内:電話番号案内の無料扱い 104 NTT西日本へ事前に登録を行うことで、無料で電話番号の案内サービスを受けることができます。</p>	NTTフリーダイヤル 0120-104-174 9:00~17:00

○その他の情報

<p>*障害基礎年金の受給 年金を一定額以上納めており、基準以上の障害と認められたときに受けられます。</p>	健康福祉課 (年金係)
<p>*特別児童扶養手当 一定の条件を満たし、20歳未満で身体や精神に障害がある児童を監護・養育している父母又は養育している人へ手当を支給します。</p>	こどもみらい課
<p>*特別障害者手当(※診断書で判断) 20歳以上の身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、在宅の方に支給します。</p>	健康福祉課 (障がい福祉係)
<p>*障害児福祉手当(※診断書で判断) 20歳未満の身体又は精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、在宅の方に支給します。</p>	
<p>*ヘルプマーク(手帳の有無は問いませんが申請が必要です) 外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ援助を得やすくすることを目的としており、必要な方に配布しています。(一人1つまで)</p>	
<p>*ヘルプカード(手帳の有無は問いません。申請も不要。配布しています) 障がいのある人や日常生活の困ったときに配慮や援助が必要な方が、災害や日常生活で困ったときに、周囲の人に手助けをお願いするためのカードです。</p>	

☆制度によって細かい条件がありますので、関係機関へお問い合わせください。